

鳥取県教育委員会告示第3号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第6項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の指定及び当該鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同項の規定により告示する。

平成20年2月12日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

無形文化財		無形文化財の保持者		解除年月日
名称	要件	保持者の住所	保持者氏名	
蒔絵	蒔絵の技術に習熟し、伝統的な蒔絵技法について高度な技術を体得すること。	鳥取市吉岡温泉町769	田中正輝	平成19年11月7日